

1 億人の非地元戸籍人口の都市定住推進方案

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国务院弁公庁は、2016年10月11日に「1億人の非地元戸籍人口の都市定住推進方案」（中国語名「推动1亿非户籍人口在城市落户方案」、以下「方案」）を発表した。
- 中国では、農村戸籍者が都市で働き、生活していてもその都市の戸籍がないため、教育・就業・医療等の面で地元戸籍者と同じ権利を与えられていない状態が続いている。中国政府は、2014年3月発表の「新型都市化計画（2014～2020年）」、同年7月発表の「戸籍制度改革の更なる推進に関する意見」、そして2016年2月発表の「新型都市化建設の更なる推進に関する若干の意見」等により、農業からの移転人口の市民化に重点を置いた「新型都市化」を推し進めており、その一環として2020年までに「1億人の非地元戸籍人口の都市定住」という目標を掲げている。その目標の着実な実施を促進するために制定されたのが、この「方案」である。
- 「方案」では、農業からの移転人口を中心とした非地元戸籍者への戸籍付与条件が広げられた。具体的には、①重点グループに対する都市戸籍取得条件の全面的緩和、②超大・特大都市の戸籍取得条件を満たした非地元戸籍者の定住加速、③大・中都市での住宅購入・投資・納税等を戸籍取得条件として設定することの禁止、である。また、都市定住目標の達成のため、10大関連政策も示された。具体的には、①農業からの移転人口の市民化への財政支援強化とその動態的な調整メカニズムの構築、②農業からの移転人口を多く定住させた都市に対するインフラ投資財政補助メカニズムの確立、③定住者数と連動した都市建設用地供給メカニズムの確立、④都市インフラ建設プロジェクトを対象とした融資制度の整備、⑤都市定住者が持つ原戸籍地の「三権」（集団収益の分配権・土地の請負経営権・宅地の使用权）に対する保護の強化と本人意向による有償譲渡メカニズムの構築、⑥保障性住宅制度の適用、⑦基本医療保険制度の適用、⑧年金制度の適用、⑨子供の教育を受ける権利の保障、⑩地元戸籍未取得者への居住証制度の全面適用、である。
- さらに、「方案」では、都市定住状況を監視・検査する措置も明示された。例えば、都市定住者関連統計の整備、特定事項に対する検査の強化、政策効果の向上、等である。

【構成(概要)】

「1億人の非地元戸籍人口の都市定住推進方案」

(国弁発[2016]72号)

成立日：2016年9月30日、発表日：2016年10月11日

1. 指導思想・基本原則・主要目標：1億人の非地元戸籍人口の都市定住を推進するとの目標の達成に向けた戸籍制度改革の深化、財政・土地・社会保障制度等の関連政策の整備加速を通じて持続的かつ健全な経済発展をけん引できる原動力を提供し、公平で正義が保たれ、調和が取れ、安定的な社会の基盤を強化するとの指導思想の下、「全体設計・協同推進」・「既存の非地元戸籍人口優先の下での都市戸籍取得の促進」・「地域特性に合わせた政策の策定と実施」・「中央政府の全体計画と省政府の責任履行」を基本原則とし、都市・農村間戸籍移転の壁の早期除去により、2020年までに全国レベルでの戸籍人口都市化率を45%に引き上げること（年平均1,300万人以上の都市戸籍者の増加を想定）、各地域で常住人口都市化率と戸籍人口都市化率との差を2013年対比で2%PT以上縮小すること等を主な目標とする。
2. 都市定住チャネルの更なる拡大：①少数の超大都市を除き、進学・就業等の理由で都市に定住した非地元戸籍者で構成された重点グループに対する都市戸籍取得条件の全面的緩和、②超大・特大都市の戸籍取得条件の見直し・健全化（戸籍取得条件を満たした非地元戸籍者の定住加速による戸籍人口都市化率の引き上げ等）、③大・中都市の戸籍取得条件の見直し・健全化（住宅購入・投資・納税等を戸籍取得条件として設定することの禁止等）。
3. 関連政策の制定・実施：①農業からの移転人口の市民化に対する財政支援強化とその動的な調整メカニズムの構築、②農業からの移転人口をより多く定住させた都市に対するインフラ投資財政補助メカニズムの確立、③定住者数と連動した都市建設用地供給メカニズムの確立、④都市インフラ建設プロジェクトを対象とした融資制度の整備、⑤都市定住者が持つ原戸籍地の「三権」（集団収益の分配権・土地の請負経営権・宅地の使用权）に対する保護の強化と本人意向による有償譲渡メカニズムの構築、⑥保障性住宅制度の適用、⑦基本医療保険制度の適用、⑧年金制度の適用、⑨子供の教育を受ける権利の保障、⑩地元戸籍未取得者への居住証制度の全面適用。
4. 監視・検査の強化：都市定住者関連統計の整備（全国統一の常住・戸籍人口都市化率の発表等）、特定事項に対する検査の強化（農業からの移転人口の都市定住状況の確実な把握等）、政策効果の向上（自己評価・第三者評価体制の構築等）、監査・監督の強化（考課・問責制度の整備等）。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-10/11/content_5117442.htm
から入手可能（2016年11月25日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。